

昨年度報告の抜粋

4 今年度の活動

(1) 概要と取り組み

平成 29 年度までの「地域生活支援部会」は、緊急時の対応とその支援体制について協議を行ってきました。また、国からは「相談、緊急時受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」等の機能を備えた地域生活支援拠点をそれぞれの自治体において創意工夫により整備を進めるよう通知が発出されました。

これを受けて、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、地域で生活する上で必要な仕組みを考えることを前提としながら、乙訓地域の実情に応じた具体的な「地域生活支援拠点」の機能について協議を行いました。

第 1 回・2 回では、地域生活支援拠点に必要な機能とその機能を実際に運用していく際に考えられる人的な資源や施設面での必要なものについて、具体事例を想定しながらそれぞれの立場からの意見を出し合いました。

第 3 回では、人口が約 13 万人、大都市に近接した住宅都市、障害者入所施設がない等の地域の特色が比較的乙訓地域と類似している生駒市から行政担当者と事業所の方を招いて、先駆的に実施されている「地域生活支援拠点整備事業」の内容について報告をいただきました。

第 4 回は、生駒市の事業内容を参考に、本圏域でどのような整備が必要なのか協議を行いました。その結果、生駒市の例から学び、「まずは、やれることから優先順位をつけて行う」こととし、既存の資源を生かした機能充実と支援体制に向け、以下の 3 点について具体的に協議をしました。

- ① 緊急時受入について
- ② 体験の機会と場所について
- ③ 相談（コール）センターについて

(2) まとめ

① 緊急時受入について

安全性が確保されるだけでなく、本人が安心して生活できる受け入れ環境が必要です。

② 体験の機会と場所について

それぞれの利用者が、これからの自分の暮らしについて具体的にイメージできるように、一人暮らしやグループホーム・短期入所の体験の実現に向け

た検討が必要です。

③ 相談（コール）センターについて

どのような体制が必要なのか、現実的な体制や職員の専門性についての検討が必要です。また指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センターとの連携や業務の分担など、具体的な場면을想定した整備が必要です。

【共通の課題】

現行の体制でも、実際にはさまざまな場面への対応は行われていますが、それぞれの実施事業所が実情に応じて独自に行っているのが現状であり、それらを結びつけ、支援に繋げる仕組みづくりが必要とされています。

また、各事業のサービスの種類と量、職員の専門性についても十分な検討が必要です。

5 次年度の課題と方針

今年度の協議を踏まえ、既存の事業や機能を組み合わせた面的な整備を検討していく必要があります。平成31年度は、実現可能で継続・発展が見通せる地域生活支援拠点の機能（緊急時受入、体験の機会と場所、相談センター）について具体的に協議し、その結果をまとめ、令和2年度の障がい福祉計画策定作業に向け、乙訓2市1町に提案していくこととします。